

## シニアいきいき活動ポイント事業Q&A

### ■登録時に何か必要なものはありますか？

印鑑(シャチハタ以外)と、介護保険被保険者証をご用意ください。

### ■資格や経験がなくても活動できますか？

もちろん可能です。ご自身の能力や希望に合わせて、できることから始めていただけます。

### ■活動場所は選べるのですか？

活動場所はもちろん、活動できる時間帯や内容など、ご自身で選べます。

### ■翌年度は新たに活動登録の申込みが必要ですか？

毎年度新たな登録が必要です。2月1日以降に事務局窓口までお越しいただき登録の申込みをお願いします。

※少なくとも新年度最初の活動日前までにはお越しください。

### ■ポイントは年度途中で交換できますか？

申請期間を上半期と下半期の2回設けていますので、いずれかの期間内をお願いします。

※ただし、年度途中で市外へ転出した場合は交換できません。

### ■ポイントは翌年に持ち越せますか？

翌年度に持ち越すことはできません。

### ■ポイントカードを無くしたらどうなりますか？

カードの再発行はしますが、ポイントの再発行はできません。ただし、紛失したカードが出てきた場合は、新しいカードに合算することができます。

### ■ポイントを誰かに譲渡できますか？

ポイントカード及びポイントシールの譲渡はできません。登録された本人のみ有効です。

### ■活動する期間は決まっていますか？

登録して活動する期間は、上限3年間とします。

新規登録をした後、2年目は更新をしなかった場合も、

全部で3年間としますので、4年目の更新はできません。

尚、この制度は、令和2年度4月から適用されます。

### ■受入を希望する場合

受入説明(随時実施します)をさせていただきますので、事務局までお問合せください。

自分の **趣味を活かしたい**  
**新しい活動** を始めたい  
**第2の人生** をスタートしたい

そんな想いをもつ皆さんは…

『シニアプラザ  
 いばらき』へ  
**ご相談  
 ください!**



〈事務局連絡先〉

**シニアプラザいばらき**  
 (シニアいきいき活動ポイント事業事務局)

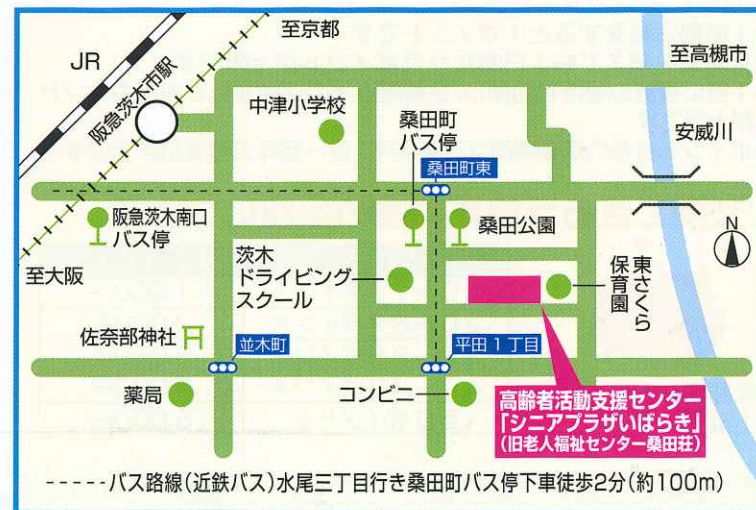
〒567-0841 茨木市桑田町24番21号

**電話&FAX: 657-8819**

Eメール: [isp.icsw@jupiter.ocn.ne.jp](mailto:isp.icsw@jupiter.ocn.ne.jp)

営業時間: 午前9時~午後5時

(月・日・祝はお休み)



# シニア いきいき活動 ポイント事業



~お互い・生きがい・助け合い~

### シニアいきいき活動 ポイント事業とは

シニアの皆さんが指定の施設等できいき活動をするとポイントが貯まり、申請するとポイントに応じて活動支援金に交換できる事業です。



### ■活動登録対象者

65歳以上の市民(茨木市介護保険第1号被保険者)の方



お互い

### ■目的

シニアの皆さんが、支援の必要な高齢者へ、いきいき活動を行うことで、社会貢献による生きがいづくりや自身の介護予防に努めていただくのが目的です。



生きがい

### ■効果

いきいき活動が推進されると同時に、生きがいを持った元気なシニアが増え、介護予防の推進がさらに進みます。



助け合い

シニアネットワークいばらき

# シニアいきいき活動ポイント事業の流れ



## 1 説明会に参加します。

まずはシニアプラザいばらき(以下:「事務局」)で開催する説明会に参加いただけます。

事業の目的や効果、意義を理解していただき、活動の流れなどの説明も聞いていただけます。



## 2 事前説明(オリエンテーション)を受けます。



活動のところがまえや、ポイントカードの使い方などの説明を受けます。

事務局のコーディネーターが活動に関する説明をし、あらゆる相談をお受けします。

## 3 活動登録します。

登録希望者は申請書を事務局に提出し、活動登録します。

『登録証』『ポイントカード』『活動メニュー表』など活動に必要なものは、登録後にお渡しします。

また安心して活動していただくため保険加入の手続きをさせていただきます。保険加入料はいりません。



## 4 活動先を決めます。



受入施設の場所、活動内容、活動時間など複数の活動メニューを提示させていただきます。

活動メニュー表の中から、関心のある活動を選びます。



## 5 活動します。

事前に申し込んだ受入施設に行き、いきいき活動を実施します。

活動内容は高齢者施設等での活動が主となります。

※必ず『登録証』と『ポイントカード』を持参してください。



## 6 ポイントを受け取ります。

活動が終了したら、受入施設でポイントカードを提示していただくと、受入施設の担当者がポイントシールを貼付します。



## 7 活動支援金を申請します。



(申請期間は毎年<上半期>9月1日~10月10日もしくは<下半期>2月1日~3月10日まで)

事務局窓口に設置している活動支援金申請書に必要事項を記入し、ポイントカードを添えて申請していただけます。後日、指定口座に振り込ませていただきます。

### ○ポイントについて

- 1時間活動をすると1ポイントです
- 2時間を超えても1日あたり2ポイントが上限です
- 1日に複数の場所で活動し、2時間以上の活動をしても2ポイントが上限です
- ポイント付与の活動期間は毎年4月1日~翌年2月末日までです

### ○交換できる活動支援金の金額について



※年間5,000円を上限とします

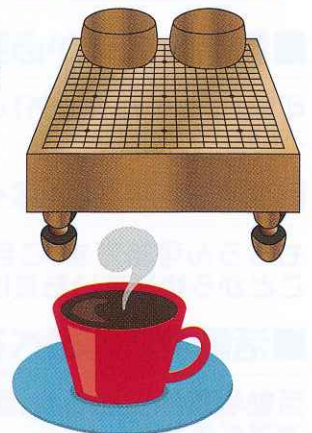
ポイント数	活動支援金
10~19ポイント	1,000円
20~29ポイント	2,000円
30~39ポイント	3,000円
40~49ポイント	4,000円
50ポイント~	5,000円

## いきいき活動メニュー

### 【活動内容】

- レクリエーションや喫茶の手伝い
- 話し相手
- 囲碁や将棋、麻雀の相手
- 書道や手芸の指導
- 歌や踊り、マジックの披露
- 施設行事やイベントの手伝い
- 軽微かつ補助的な活動

※これは活動の一例です。



### 【活動先】

- 高齢者施設
- 多世代交流センター、シニアプラザいばらき
- 街かどデイハウス、いきいき交流広場
- つどいの広場、障がい者施設 など

### ■活動のところがまえ

- 相手の意思や考えを尊重し、自分の価値観を押し付けず謙虚な気持ちで取り組む
- 活動中に知り得たプライバシーを口外しない
- 無理をせず、自分の生活のリズムを考え、計画を立て活動する
- 家族や友人など周りの人の理解を得る
- 活動先のルールを守り、自分勝手な行動をせず、お互い気持ちよく活動できるよう心がける
- 活動時間を守る
- 活動先までの往復の移動は、自家用車を利用しない
- ※自動車事故は本事業で加入する保険の対象外のため

### ■活動中の「事故」や「ケガ」について

まずは『事故対応』をするのが最優先です。

施設内の事故・ケガ・備品等の破損であれば、施設に報告や連絡をとるとともに、対象者と自分の安全確保と緊急対応をしてください。

その後、速やかに事務局に、状況報告してください。事務局から加入保険会社へ連絡します。

### ■こんなときは直ちに事務局へ連絡

- 活動先までの移動途中や自宅までの帰宅途中に事故やケガが発生したとき
- 体調不良や何らかの事情でやむを得ず活動ができなくなったときや開始時間に間に合わないと判断したとき
- ※月・日・祝日(事務局が休みのため)は活動先へ連絡してください
- 登録証やポイントカードを紛失したとき